

様式第2号（第4条関係）

供給設備の技術上の基準

（容器による貯蔵能力が1,000kg以上3,000kg未満のものに限る）

<p>1. 保安距離</p>	<p>①第1種保安距離(法定16.97m・障壁設置0m) 実際距離 m 保安物件の名称</p> <p>②第2種保安距離(法定11.31m・障壁設置0m) 実際距離 m 保安物件の名称</p>
<p>2. 障壁</p>	<p>①障壁の構造 材料 寸法(高さ) cm(厚さ) cm</p> <p>②扉の構造 材料 (厚さ) cm</p> <p>③扉の補強 等辺山形鋼(枠) mm× mm(内) mm× mm 間隔(縦) cm(横) cm</p>
<p>3. 火気取扱施設との距離</p>	<p>①火気等の種類 火気等との距離 m</p> <p>②火気距離が5m未満 障壁(材料) 高さ m</p>
<p>4. 滞留防止</p>	<p>①貯蔵設備面積 m² 法定換気口面積 cm²</p> <p>②実際の換気口面積 cm²</p>
<p>5. 柵、塀等の設置</p>	<p>柵、塀等の種類</p>
<p>6. 警戒標</p>	<p>①掲示位置</p> <p>②表示内容</p>
<p>7. 消火設備</p>	<p>①粉末消火器 (A-4、B-10以上のもの 貯蔵能力1,000kgにつき1個以上)</p> <p>②その他</p>
<p>8. 軽量の屋根等</p>	<p>①屋根の場合 その材料</p> <p>②遮蔽板の場合 その材料</p>
<p>9. 転倒防止等の措置</p>	
<p>10. 腐食防止置</p>	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第2号（第4条関係）

供給設備の技術上の基準

（容器による貯蔵能力が1,000kg以上3,000kg未満のものに限る）

<p>1. 保安距離</p> <p>規則第1条第6号、第7号</p>	<p>①第1種保安距離(法定16.97m・障壁設置0m) 実際距離 20m 保安物件の名称 〇〇小学校 <small>学校、病院等不特定多数の者が集まる建築物</small></p> <p>②第2種保安距離(法定11.31m・障壁設置0m) 実際距離 15m 保安物件の名称 〇〇マンション <small>民家、マンション等住居の用に供するもの</small></p>
<p>2. 障壁</p> <p>例示基準2</p>	<p>①障壁の構造 材料 鉄筋コンクリート等 寸法(高さ)200cm (厚さ)15cm</p> <p>②扉の構造 材料 鋼板 (厚さ)0.4cm</p> <p>③扉の補強 等辺山形鋼(枠)〇〇mm×〇〇mm(内) △△mm×△△mm 間隔(縦)□□cm (横)□□cm</p>
<p>3. 火気取扱施設との距離</p> <p>例示基準16</p>	<p>①火気等の種類 屋外給湯器等 火気等との距離 5.5m</p> <p>②火気距離が5m未満 障壁(材料) 高さ m</p>
<p>4. 滞留防止</p> <p>例示基準4</p>	<p>①貯蔵設備面積 5.0㎡ 法定換気口面積 1,500㎤</p> <p>②実際の換気口面積 3,200㎤</p>
<p>5. 柵、塀等の設置</p>	<p>柵、塀等の種類 鋼板製容器収納庫 等</p>
<p>6. 警戒標</p> <p>例示基準1</p>	<p>①掲示位置 収納庫側面 等 <small>警戒標が写った写真を提出すること</small></p> <p>②表示内容 LPガス貯蔵設備、燃(赤色文字)、火気厳禁(赤色文字)等</p>
<p>7. 消火設備</p> <p>例示基準5</p>	<p>①粉末消火器 A B C 20型 2本 等 (A-4、B-10以上のもの 貯蔵能力1,000kgにつき1個以上)</p> <p>②その他</p>
<p>8. 軽量の屋根等</p> <p>例示基準3</p>	<p>①屋根の場合 その材料 繊維強化セメント板 等</p> <p>②遮蔽板の場合 その材料 薄鉄板 等</p>
<p>9. 転倒防止等の</p> <p>例示基準9</p>	<p>貯蔵設備の床は水平で、かつ、上から物が落ちるおそれがないようにする。転落防止チェーンによる転倒防止措置を講ずる。 等</p>
<p>10. 腐食防止置</p> <p>例示基準15</p>	<p>容器は十分に防錆塗装がされたものを使用する。 貯蔵設備は排水のよい構造とし、容器の底部を乾きやすくする。 等</p>

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。